

第百十二回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第 十 二 号

昭和六十三年四月二十六日(火曜日)
午後三時三十二分開議

出席委員

委員長 戸沢 政方君

理事 逢沢 一郎君 理事 井出 正一君

理事 今枝 敬雄君 理事 太田 誠一君

理事 保岡 興治君 理事 坂上 富男君

理事 中村 巖君 理事 安倍 基雄君

理事 稲葉 修君 上村 千一郎君

佐藤 一郎君 丹羽 兵助君

宮里 松正君 村上 誠一郎君

稲葉 誠一君 山花 貞夫君

冬柴 鉄三君 山田 英介君

安藤 巖君

出席國務大臣

法務 大臣 林田 修紀夫君

出席政府委員

法務 大臣官房長 根來 泰周君

法務 大臣官房審議官 稲葉 威雄君

法務 省民事局長 藤井 正雄君

委員外の出席者

最高裁判所事務 金谷 利廣君

最高裁判所事務 吉九 眞君

最高裁判所事務 乙部 二郎君

最高裁判所事務 室長

法務委員会調査

委員の異動

四月二十六日

兼任

赤城 宗徳君

同日

兼任

赤城 宗徳君

兼任

赤城 宗徳君

第一類第三号

法務委員会議録第十二号 昭和六十三年四月二十六日

村上誠一郎君 赤城 宗徳君

四月二十五日

刑事施設法案の早期成立に関する請願(大原一三君紹介)(第一六五四号)

同(岡島正之君紹介)(第一六五五号)

同(佐藤信二君紹介)(第一六五六号)

同(桑谷誠君紹介)(第一六五七号)

同(田中角榮君紹介)(第一六五八号)

同(玉沢徳一郎君紹介)(第一六五九号)

同(原田昇左右君紹介)(第一六六〇号)

同(外二一)件(松本十郎君紹介)(第一六六一号)

同(外二二)件(牧野隆守君紹介)(第一六六二号)

同(村岡兼造君紹介)(第一六六三号)

同(阿部文男君紹介)(第一六六四号)

同(岡島正之君紹介)(第一六六五号)

同(北川正恭君紹介)(第一六六六号)

同(小宮山重四郎君紹介)(第一六六七号)

同(桑谷誠君紹介)(第一六七〇号)

同(戸沢政方君紹介)(第一七六一号)

同(中山太郎君紹介)(第一七六二号)

同(鳩山由紀夫君紹介)(第一七六三三三)

同月二十六日

刑事施設法案の早期成立に関する請願(上村千一郎君紹介)(第一八二九号)

同(浦野修典君紹介)(第一八三〇号)

同(江口一雄君紹介)(第一八三一三三)

同(衛藤征士郎君紹介)(第一八三三三三)

同(外八)件(尾身幸次君紹介)(第一八三三三三)

同(外二)件(近藤元次君紹介)(第一八三四四四)

同(中川秀直君紹介)(第一八三五五五)

同(前田武志君紹介)(第一八三六六六)

同(江口一雄君紹介)(第一八三八八八)

同(小沢辰男君紹介)(第一八五九九九)

同(外八)件(尾身幸次君紹介)(第一八六〇号)

同(近藤元次君紹介)(第一八六一一)

同(征川堯君紹介)(第一八六二二)

同(鈴木宗男君紹介)(第一八六三三)

同(西岡武夫君紹介)(第一八六四四)

同(外五)件(山下徳夫君紹介)(第一八六五五)

同(谷垣慎一君紹介)(第一八六六六)

同(井上喜一君紹介)(第一八六七七)

同(外四)件(石渡照久君紹介)(第一八六八八)

同(江口一雄君紹介)(第一八六九九)

同(小沢辰男君紹介)(第一八七〇〇)

同(鹿野道彦君紹介)(第一八七〇一)

同(外一件)(齋岡兵輔君紹介)(第一八七〇二)

同(外二)件(原田憲君紹介)(第一八七〇三)

同(松永光君紹介)(第一八七〇四)

同(渡辺秀史君紹介)(第一八七〇五)

同(外一件)(渡辺紘三君紹介)(第一八七〇六)

同(外二)件(逢沢一郎君紹介)(第一八七〇七)

同(外五)件(石渡照久君紹介)(第一八七〇八)

同(稲葉修君紹介)(第一八七〇九)

同(上草義輝君紹介)(第一八七一〇)

同(江口一雄君紹介)(第一八七一〇)

同(加藤一君紹介)(第一八七一〇)

同(虎島和夫君紹介)(第一八七一〇)

同(外三)件(中川昭一君紹介)(第一八七一〇)

同(野田毅君紹介)(第一八七一〇)

同(村井仁君紹介)(第一八七一〇)

同(渡辺秀史君紹介)(第一八七一〇)

刑事施設法案の廃案に関する請願(坂上富男君紹介)(第一八五七七)

同(江田五月君紹介)(第一八五七七)

同(柴田陸夫君紹介)(第一八五七七)

同(瀬長亀次郎君紹介)(第一八五七七)

同(中野雅弘君紹介)(第一八五七七)

本日の会議に付した案件
不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二二号)

○戸沢委員長 これより会議を開きます。
お諮りいたします。

本日、最高裁判所金谷総務局長、吉九刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○戸沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○戸沢委員長 内閣提出、不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。安倍基雄君。

○安倍基雄君 実はたまたま参考人と呼んで質疑のあったときに私どもは党大会でございまして、特に政策担当ということで出席できなかったのをごさいますけれども、一応議事録を全部読ませていただきます、大体どのような質疑応答があったかということをやっと読んでまいりました。

その中に、いろいろ質疑応答の中に、これは自民党の塩崎委員、もう一人どなたでしたか、野党の方からも、司法書士のところに端末機を置いた

らどうかというような話が出たと私は理解しておりますけれども、それについてどういうぐあいに当局は考えていらっしゃるかということをおまづお伺いしたいと思います。

○藤井(正)政府委員 司法書士の事務所が端末機を設置したとして、司法書士は登記所に出向かないで登記情報を入力することができるといふような便宜を図ることができれば、これは司法書士あるいは利用者にとって非常にメリットのあることでございまして、民事行政審議会の答申でもそういう点に触れられているわけでございまして、一方、その答申の中では、登記データの不正入手や不当利用あるいは登記ファイルへの不正アクセスなどデータ保護上の問題が生じる、それからまたその運用には相当の経費を要するので、現段階で直ちに採用するのは相当でない、将来そういう方向で整備を図るべきである、こういうことになっております。

先生今御指摘のように、先日穂鷹参考人は、現段階で、読み取りの端末装置を設置した場合に、その外部端末によって登記データ改ざんその他不当な操作をすることは技術的にはできない、こういうお話がございました。これは参考人、専門家のおっしゃることでございます。それは一面でそういうお考えも正しいのであろうとは思いますが、同時に、私の方では、メーカーサイドから聞いたところでは、やはりなお絶対に安全であるというところまで評価ができるかどうかにはまだ問題があるように聞いておりまして、そういうことがこの昨年十月の答申の中にあらわれているのじやなかろうかと思っております。登記データにつきましてはいかなる意味でも絶対に改ざんができないような仕組みのものでなければならぬ、これは至上命題でございます。

それともう一つは、これについてはやはり相当の経費がかかる。特に端末の置かれる数によりまして、コンピュータ本体の容量の問題もございまして、なかなかそう単純にはいかないというふうに考えておりますので、この点は答申のつと

りまして、将来の検討課題として考えさせていたいただきたいというふうに私も思っております。

○安倍(基)委員 経費とおっしゃるけれども、端末機など設置するのに、いろいろな経費は恐らく本人が負担すると思いがね。それは自分分らに便利なのですから。これは、司法書士に対する監督的な要素もあるのではありませんか、もし変なことをすればすぐ資格を取り上げるといふことだつてあり得るのじやないでしょうか。だからその面で、どこにもかしこにも置かせるというところはそれは問題かもしれないけれども、いやしくも司法書士といふことの資格を与えた者に対して、もしそれがおかしなことをやればすぐ罰則規定を設けるなりなんなりすることもできないわけではないし、反面、その経費なんというものはもう喜んで彼らは負担するであろうというので、その辺が本当に絶対に技術的にそれはできるかできないか、改ざんが可能な可能じゃないかという問題ととも

に、それだけの人間に資格を与えてやらせる以上、それなりの監督もできるわけですから、その意味で、将来の問題として検討されるということとは私はいいと思いがね、そんなに心配というのか、改ざんされるのじやないか、何々されるのじやないかというのを心配する懸念は余りないのじやないかな。経費の面も、ちゃんと彼らは自分で負担するでしょう。何だつたら、もうちょっと余計に取ったつていいですよ。テレビじやないけれど、喜んで負担してやるとは思いがね。

だから、そういう経費的な重荷も余りないだろう。また反面、そうやってそれなりの利便性を持たせれば、そしてもしそういうことが起こったならばそれなりにきつく罰する、あるいは資格を取り上げるということも可能なわけですから、改ざん問題はそれほど重要視することはない。経費の問題も改ざん問題もそれほど恐れることはないのじやないかと思うのですが、いかがでござい

○藤井(正)政府委員 外部端末から絶対に不当な操作はできないというようにするためには、端末

の機種を限定するとかあるいは専用回線を用いるとか、いろいろな前提条件がつくようござい

ます。そうなりますと、その機種につきましても、その方ですりこみをしてその上で貸し与えらるゝとか、いろいろなものなこともまた考えなければならぬ。もちろん運用コスト等の直接的な経費は利用者の方に負担をさせるということになろうかと思いがね、それだけでなく、やはり役所の側、コンピュータ本体についてこれを大きなものを据えなければならぬとか、いろいろな形で間接的な経費を要することにもなるかと思いがね。それをどのあたりまで負担させるかというの、また一つ考えなければならぬ問題であらうかと思いがね。いろいろな点を考慮させていただきたいと思っております。

○安倍(基)委員 そのために本体に対して経費がかかるなら、そのくらいの分は喜んですると思いがね。その意味ではこれは十分検討に値する要望ではないかと思いがね。大臣いかがでござい

○林田(國務)大臣 もちろん検討をさせていただきます。これから今世紀程度かけてコンピュータシステムを完成して、さらにそのコンピュータシステムをうまく利用するということが必要でござい

ますので、その間におきまして十分検討をしまして考えていきたいと存じます。

○安倍(基)委員 ただ、私がこの前お話ししたブライバシーというのか、名寄せなんかの問題もありませんから。例えばばばと端末の方で名寄せができちゃうのじや問題でござい

ますから、その辺のチェックは十分しないといけない。登記所でやれば名寄せなんかの管理なんかも、私がこの前しきりと登記といふのは一つの公示である、公示という表へ出さなければならぬ要素と、反面、それが今までだったら名寄せがばつとできないという意味で、ある意味からいえば個人のブライバシーが保護されたけれども、それがばつとできるよ

うになつちやうと、端末でもってできるようでは、これは大変なことになりますからね。登記所でやるということであれば、それをチェックもできる。その辺の要素もあると思いがね。これは将来やはり、殊に機械化時代ですから考えるべきではないかなと思いがね。

もう一つ、中間省略登記の問題がござい

ますが、これは私が大蔵委員会である議論しているときに、例えば土地の短期譲渡所得あるいは長期譲渡所得、税率は全然変わってくる。ところが、本当は短期なんだけれども、中間省略することによっていかにも長期であったようなことをやれないことはない。その辺が大蔵委員会でも大分論議されました。

直接の取引であるという形をとって提出をされてきました場合には、登記官としては、その持つております形式的審査からは、まさにそれは直接の登記になってしまふわけでございまして、受理せざるを得ないわけでございします。

中間省略登記が望ましくないことは言うまでもございせん、これは税金の問題がここに影を落としているのだと思ひますが、この中間省略の実態につきましては、登記所よりもむしろ売買の当事者から登記の委嘱を受けました司法書士の方がよく知り得る立場にございしますので、適切な御協力をいただければと思つております。

○安倍(基)委員 形式審査だから仕方がないとおっしゃるけれども、それじゃ中間省略登記を行った者に対する罰則はあるのですか。

○藤井(正)政府委員 罰則はございせん。

○安倍(基)委員 本来登記法上でもそれは認められていない、ただ、審査でやる場合に形式審査だからだめだというのであれば、その罰則を設けたらどうですか。

○藤井(正)政府委員 登記法上認められてないといひますのは、仮に実際に売買が甲から乙、乙から丙へと移転したといたしましても、書類の上で甲から丙へ売買がされたという形の書類が添付されてまいりました場合には、これはもう登記の面では直接の登記でございします、却下の理由がないわけでございします。このような登記というようない私法上の取引に密接に関連する分野におきまして罰則をもつて強制するということがどこまで妥当するか、それは登記によって実現しようとする目的との兼ね合いで決められることとございまして、罰則を設けることがそう一概に奨励されることかどうか、これは私どもとしては多少疑問を持つところでございします。

○安倍(基)委員 それをもつて脱税した場合に、脱税の方で要するに課せられたいという考えもありまふけれども、ただ、いわば隠れるという話になるので、なかなか探していつてそれを調べていくというところは難しい面もあるわけですよ。だから、こ

ら、こういった中間省略登記が全然ほかのことに關係しない時代ならいいけれども、そういう税法が絡んできて所得隠しの方につながるような状況になつてくれば、それだけの罰則を設けることも一つの考え方じゃないかな。私は問ひも出さなくで、考えながら今全く思ひつきで聞いているので、まことにあれでございしますけれども、ふつとそういう考えが浮かんできたものですから、いかがでございしますか。

○稲葉政府委員 結局、罰則が実効性を持つためには、やはりそれがうそであるということがわからなないと罰則を適用することができないわけにございします。そういったしますと、税法のような実質的な実害と申しますか、国家に実害があつて、そういう状況でさえ脱税犯、通脱犯として処罰することができないのに、私法上のそういう行為について、直ちに目につけてそれを処罰することができるといふことについては、私ども少し問題があるのではないかと考へておる。私ども少し問題があるのではないかと考へておる。

○安倍(基)委員 ここで前から言われている原因行為と登記簿上の真正の確保、そのために例えは原因証書を添付しろとか、そういうようなこともこれに関連するわけですよ。だから、私は別に司法書士会の要請をそのまま実現しようとはしては言ひませんけれども、理のあるものは是非で考へますからね。そうすると、つまり見つけようがないとおっしゃるなら、それなりに原因証書がびつとつてくれれば、だれとだれから買った、こうなれば、中間の抜けている連中も浮かび上がってくるわけですね、ある意味からいへば、それは、そこまでごまかしちゃったらかな

か出てこないかもしれないけれどもね。そこで司法書士というものが、さつき、その辺を詳しく知つていようという話で、それがもし真正でないものだったら、それなりにまた司法書士としての罰則を設ける。つまり、こういったものは義務であるときちつとして、それなりのいわば罰則といふことを考へれば、私は、特にこの中間省略登記あるいは真正の書類の添付ということをしきりと申ひますのは、昔の時代と比べてそういった意味の実態的な差が出てきているといふことなんですね。これはばかりやっていると時間がなくなつちやうから、その点、これは急に大臣に聞くのも、技術的な話ですからちよつと勘弁しておきますけれども、これは一応心のうちにあるのじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○藤井(正)政府委員 登記は、一つには所有権の移転の過程を登記簿にあらわすといふことを一つの目的にいたしております。と同時に、現在の権利の所在をあらわすといふことも目的にしているわけにございします。中間省略登記が望ましくないといふのは、権利の移転の過程がそのとおりには登記簿にあらわれないといふ点が望ましくないといふわけにございします。現在の権利關係をあらわしているといふ意味では正しい登記でございまして、これを直ちに不実の登記と言ひうのもいかにであらうかといふふうに考へます。そういう意味合いにおきまして、罰則といふことは、やはりその法律によつて実現しようとする事柄との兼ね合いでもつて設けられるものであらうと思ひますので、この場合にそれが必ずしも適当な手段であるとは思ひわれないといふことが一つでございします。

それから原因証書についてお話がございましたが、このような場合に、多くは直接の取引がなされたような原因証書がつくられてくるといふことに問題があるわけにございまして、あるいはそういうものをつけないで申請書の副本でもつてやつてくるという場合もございしますが、結局これはその取引をなさる方、登記をなさる方の良識にまつ

と申しますか、そういうことに期待をするというのが私法のあり方としては適当なんじゃないかといふふうに思ひつてゐるわけにございします。

○安倍(基)委員 しかし、真正でない原因証書を作成すれば、それそのものが問題になるわけじゃないですか。

○藤井(正)政府委員 しかし、真正でない証書と申しますけれども、それはその名義人の御意思でつくられてゐるわけにございしますから、そういう意味では偽造でも何でもないわけにございまして、そのこと自体を直ちにとがめるわけにいかないのではなからうかと思ひます。

○安倍(基)委員 この問題ばかり取り上げていると時間がなくなりますから、一つ教えていただきたいのですけれども、司法書士の地位といふのは、日本においては、諸外国と比べてどういふ差があるのですか。そしてこれは、例えばこの前の質疑応答の中でフランスの問題が出てきて、フランスの公証人の話が出ました。フランスの公証人制度はきちつとしてゐるからどういふこの、真正性の担保の問題でなければ、この問題については、司法書士のいわば地位といふか立場、権限、これはほかの国と比べてどういふ格好になってゐますか。

○稲葉政府委員 ほかの国では、司法書士というような職種に該当するものは、直接これに該当するようなのは見当たらないようでございします。今先生が御指摘のように、フランスでは、登記事務につきましても、公証人がこれを公正証書の形でまず取引を扱ひまして、それから登記をするといふ形になっております。ですから、フランスにおきましては、日本で申します公証人と司法書士とを合わせたような機能を登記に關しましてはフランスの公証人がやつてゐるといふことになるわけにございします。そのほか、イギリスではソリシターという制度がございまして、これはバリスターと言われる法廷弁護士とは違つた一段格の下、何といひますか、事務弁護士といふふうに普通言つております

けれども、その数が非常に多いございまして、いわば町の法律相談家として非常に普遍的に利用されているということがあるようにございまして、これが比較的近いものかもしれません。しかし、今申し上げましたように基本的には弁護士でございまして、日本のように弁護士の制度と司法書士の制度が截然として分かれているという制度とは違っているわけでございます。

フランスの先ほどの公証人はいわば日本の公証人と同じ公務員に準ずる地位を持っておりまして、日本の司法書士はそういう点では全く、ある意味では、国から監督は受けておりますけれども、資格者として民間の、公務員ではないという地位にあるわけでございます。

○安倍善委員 私も前回たしかソリスターとの関連をちょっとお話ししたと思っておりますけれども、いずれにせよ日本の場合には、弁護士というものが非常に限定されておいて、司法書士が身近な庶民の法律上の相談相手になっているという要素もあるわけですね。今まで日本人というのは、どちらかというところ意識がなくて、まあまあまああてで来ていた。だけれども、私は海外に二年半ばかり留学したことがあるので、それとともかく向こうの連中はすぐ訴訟に訴える。そのためにもまた弁護士が逆に多過ぎて質の悪い弁護士も随分いるようにございましてけれども、だんだんと日本もそういう方向になっていくのではないかと。

そこで結局、この前もちらつと言った弁護士の数の問題とも絡まってくるけれども、司法書士というものをもうちょっと今の状況からソリスターに近いような、もっともこれは試験をまた新たにやらなければいかなうなこともあると思いますが、日本は要するに非常に少数の弁護士と、あと司法書士というような形で処理されているわけですから、何か中間的なものがあるというのはいかなうなという気がいたします。これは制度上の問題ですからなかなか難しい問題かもしれませんけれども、この点、いかがでござい

○稲葉政府委員 これはやはり歴史的な経過を経てこういふような制度をつくってまいりましたわけでございます。その場合に、専門家同士の職域の問題というのはいろいろな面で難しい問題を持っております。これは先生よく御案内のとおりでございますが、その中へまた新しい職域をつくるというところは、これは非常に難しい問題でございまして、数の問題、いわば量の問題でございまして、それがそれとそれから質の問題、どういふ仕事をさせるかということについては、これは時代の要請に応じてそれぞれ考えていかなければならぬというふうに思っております。現在の制度の中でどういふふうにするかという方向で考えさせたいわけがあるが、むしろ新しい職域をつくるという方向はなかなか困難な話ではないかというふうに考えております。

○安倍善委員 公認会計士と税理士というふうな関係、税理士であり公認会計士であるというふうなものもあるわけですね。じゃ、いわば公証人と司法書士というふうな組み合わせもあり得るのかな、これはちょっと思いつきでございけれども、これは十分勉強したわけじゃないから、もう少し私どもも検討した上で考えてみたいと思っておりますけれども、これだけ訴訟の意識がだんだんと発展してきますと、それなりの社会的な役割を持つグループを持たざるを得ないのじゃないかと思っております。この辺はまた改めてよく検討した上で、また三巡目があるから三巡目のときでももうちょっと突っ込んで聞いてみたいと思っております。

次に、あと残り少ないから、私は前回、司法試験の回数制限はどうか、こうお話ししたが、これは本当かどうか知らぬけれども、日弁連も何かそんなことを言ってきた。私が発言したときは別に日弁連に頼まれたわけでも何でもありません。柳の枝に飛びつくカエルという日本のなあれから、ともかく何回やってもやるならいいじゃないか、何も三回でとめることはないよ、本人が好きでやっているんだから、そういうことで考えたのですけれども、日弁連も同じことを言っているようにござ

いますけれども、これについて、どうもこの回数制限というのはちょっとクエスチョンマークだなと思う感じがございまして。

○根来政府委員 司法試験の改正に關しまして、日弁連にただいましる意見を受けておる段階でございまして。しかしながら、本年三月十七日に日弁連の法曹養成問題委員会の中間報告というものが発表されたけれども、この報告書においては、今の司法試験制度というのは若年受験者にとつて合格が非常に困難になっているという問題があるというところを指摘した上で、受験回数制限等の方策について、その是非を含めて検討すべきであるという意見を中間的にちょうだいしております。

そういうことでございまして、日弁連自身としても、回数制限に賛成とも申されておられません。否定的な態度もとっていないというふうな私どもは理解しておるわけでございます。現在意見交換を行っている段階でございまして、最終的にはもう少し時間がたってから意見をいただくものと期待しております。

○安倍善委員 じゃ、私の見たのが誤報だったのかどうか、もう一遍日弁連といろいろあれしてみますけれどもね。これとの関係で、刑事施設法のとときの論議で出てくるのかと思っておりますけれども、しきりと国選弁護の弁護料が随分低いという話が出てきているのですよ。私は本当に誤審とかそういうことを考えるときに、やはり国選弁護というものはみんなが進んでやれるような経費というか、報酬を当然得られるべきだと思っております。これはほかの国と比べてどうなんでしょうね。それから昔と比べて国選弁護というのは、この前たまたま刑事補償法で、かつての昭和七年のときの補償額は通常の平均賃金の倍あったというふうな話もしたわけですが、横から見て縦から見ると、横というのは横並びの国ですね、縦から見てというのは過去と現在ですね、その辺を比較して国選弁護料というのは現在どう位置づけ、つまり一般から比べて高いのか安いのか、ほかの

国と比べてどうか、昔の金額と比べてどうか、物価指数の上昇を考えた場合ですね、いかがでございませうか。

○吉丸最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、刑事裁判を適正かつ円滑に運営するためには弁護人の弁護活動に負うところが大きいわけでございます。その意味で国選弁護人が選任される場合、その活動は大変重要なものと考えております。したがって、国選弁護人の報酬の増額につきましまして、国選弁護人の活動にふさわしい額を確保するようその増額に努力しているところでございまして、御承知のとおり近年財政事情が非常に厳しい状況にございまして、そのような中で財政当局の御理解も得まして、昭和五十八年を除いては毎年一般の公務員の給与改定率よりも手厚い引き上げを実現してまいってきたところでございまして、適正な国選弁護報酬の確保につきましましては、今後ともさらに努力をいたしてまいりたいと思っております。

外国との比較というところでございまして、御承知のとおり国によって訴訟手続あるいは弁護人制度等が大変異なっておりますので、その比較はなかなか難しいところがございます。また、報酬支給の実情等につきましましては私どもも把握し兼ねるところも少なくないわけでございます。

そこで、法制が比較的はつきりしておりますのは西ドイツでございまして、これについて申し上げますと、西ドイツでは私選弁護人につきましても、その報酬が各種の裁判所ごとに何マルクから何マルクまでというふうに法律で定められております。そして、国選弁護人の報酬は私選弁護人の報酬の最低額の四倍とする、ただし最高額の二分の一を超えることはできないというふうに定められております。この規定によりまして、例えば地裁の大法廷、これは三人の職業裁判官と二人の参事官から構成されて、比較的重要な刑事事件を処理する裁判所でございまして、この地裁大法廷の事件について選任される国選弁護人の報酬は四百マルク、邦貨に換算いたしますと約三万円となります。ただし公判が一日で終わらなかった場合に

は、二回以降の公判一回ごとに三百十マルク、これは二万三千円ほどでございます、この三百十マルクずつを加算するというようなことになっております。

我が国では、地裁の開廷三開廷の場合の国選弁護人報酬の基準額は五万七千円でございますが、西独の地裁大法廷で開廷三回の場合の報酬をさきの基準によつて計算いたしますと約七万六千円ということになります。単純に金額だけを見比べると西独の方がかなり高いように見えますが、しかし、よく知られておりますように西独では公判審理が非常に集中して行われ、例えば我が国では数開廷を要するような相当複雑な事件なども一日のうちに証拠調べ、弁論というようになことを集中して行いまして、一開廷で終わってしまふという例が多いという実情もございます。そのような法廷の実情等も考えますと、単純に開廷数による計算上の報酬額の比較だけで報酬の多少を判断する、どちらが高いかどうかということをするのも難しいのではないかとこのように思われます。

次に、米国について申しますと、米国では連邦と各州によつて大變制度が異なっております。州によつては日本のような国選弁護人制度ではなくて、パブリックディフェンダーと申しますか……(安倍(基)委員「時間が短いですから簡単にいいです」と呼ぶ)そのようなことで米国についても州等によつて制度が大變異なっております。しかも米国では報酬を法廷活動あるいは法廷外活動一時間ごとに幾らというように額で計算することになっております。このように計算の単位あるいは報酬決定の考え方が違ひますので、これまた比較が難しいわけでございますが、我が国に比べまして必ずしも高いとも申せない状況にあるように思われます。

○安倍(基)委員 これはなかなか諸外国と比べて

難しい話もありましょうけれども、それは単位当たりの、時間当たりのあれとか何らかの横並びの比較もあり得るのだし、昔との比較もあり得るのだし、国選弁護はどうもみんな避けるというふうな話ではしょうがないので、僕はよく言うのです。あなた方は随分ぎやあやあ言うけれども、反面、よく外務委員会であつてはODAあたりは一兆円ぐらひは出す時代ですから、国民の税金でやるわけですから、私がODAのことを反対すると皆顔をしかめちゃつて、与野党だれもそんなこと反対してきませんよと言ふから申します、これはまたあした外務委員会であつておるのですけれども、もう少し司法にきちんとするべきものはとつたらいいんですよ。本当に何といふか、その辺がやはりちよつと問題なんですな。

ちよつと時間もないですから、司法試験も、判検事の数が足りない、特に検事になり手がなくからふやうという話もあるけれども、幾ら数をふやしたつて全部弁護士になつてしまふかもしれない。国選弁護料を上げればあるいは弁護士がまたふえちやうかもしれないが、それは別として、ともかく司法にもちよつと、ほかのつまらぬこととに、公共事業——公共事業はつまらないとは言わなければ、いろいろな方に金をさつてくさつて使つておきながら、国の一番大事なことところ——皆さんが大蔵省だ、財政財政だと言ふけれども、私は大蔵省だつたのだけれども、つまらないことに幾らでも使つておるのですよ、實際のところ。それはきちつと大臣、少しこの辺、別にあなた方を援護射撃するわけじゃないけれども、司法にもつと金を使うべきですよ、實際のところ。警察にも使ひ、警察というところ、実際のところ。警察にないけれども、司法にも使ひ、国税にも、国税職員はちよつと高くしておられますけれども、そういう憎まれるところにちやんと金をとつておかないと、それがだめになつたら、要するに社会というのは非常に大変な話になる。この辺、別に大臣の援護射撃じゃないけれども、もつととるべきものはとつて下さいよ。ちよつと最後に大臣の話を聞

いてから……。

○林田(國務)大臣 法務省は、おっしゃいますように確かに予算をとるのが下手である、こう言われておりました、そういう意味において今年度の予算につきましては大分奔走をいたしまして、少しはよかつたと言つておるのですが、やはり相変わらず低いわけで、国の法秩序維持ということからは、これは民主主義国家の最も重要なことでありますから、今後その点をよく踏まえまして努力をしてみたいと思ひます。

○安倍(基)委員 ちよつと時間超過して次の方に悪いこととしましたけれども、これで終わります。

○戸沢(委員) 中村(慶)君。

○中村(慶)委員 大変私の持ち時間が少ないものですから大したことは聞けないと思ひますけれども、最初にコンピュータ化の問題で、従来板橋出張所においていろいろ作業がやられてまいりましたけれども、現時点で板橋出張所におけるコンピュータ化の移行作業というものはどういふことになつておるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○藤井(正)政府委員 五十八年にパイロットシステムを導入いたしました、当初はマンシヨンなど区分建物約一万個とその敷地の登記簿を対象にして移行をして、パイロットシステムを稼働いたしました。六十年三月に評価委員会からの中間報告がなされました、この際に、なおより精密な評価を行うために対象を拡大せよ、こういう御指摘がございましたので、それを受けて六十年年度から全不動産の移行を行ひまして、全部の移行をやりまして並行処理を拡大運用して今日に至つております。

○中村(慶)委員 並行処理ということ、これに關する法律に基づいてやつておられるのでしょうかけれども、今移行作業は板橋登記所管轄のすべての不動産についてもコンピュータに入れたのでしょうか、どうなんですか。

○藤井(正)政府委員 板橋出張所の全部の不動産がコンピュータに入つております。

○中村(慶)委員 そうすると、板橋出張所においては、今はいわゆる謄抄本、そういうものは全部コンピュータでできる、こういうことになるわけですか。

○藤井(正)政府委員 謄抄本は一部コンピュータではないものがございます。

○中村(慶)委員 板橋出張所におけるコンピュータ化について、今局長も言つておられましたけれども、中間の評価というものが出来ておるようですけれども、その後最終的な評価書みたいなものというものは出されたのでございましょうか。

○藤井(正)政府委員 本年の三月に最終の評価報告がなされました。この報告におきましては、「パイロット・システムでは、現に、コンピュータ・システムによる登記事務の合理化、効果的な処理が行われておる」と認められ、また、コンピュータ処理の場面においては、簿冊処理に比較し、利用者に対するサービスの一層の向上と登記事務に従事する職員に対するより良好な勤務環境の提供を図ることが可能であると考へられる。こういう報告になつております。

○中村(慶)委員 板橋出張所で管轄の物件が総体で何筆あるのか、それを入れるのにどのくらい必要時間ということになるのか、そういうことはわかつておられますか。

○藤井(正)政府委員 全部で二十二万筆ぐらいでございます、大体一年間を要しております。

○中村(慶)委員 そうすると、他の登記所においてもこのコンピュータに全部入れるということ、それは繁忙でない登記所は別でしょうけれども、板橋程度の繁忙ないしはその前後のものについては、コンピュータに入れるまでに一年ぐらいかかる、こういうことの計算になりますか。

○藤井(正)政府委員 基本的にはそのとおりでございますが、ただ、この板橋はシステムの第一号でございます、まだシステムが確立してない、あるいはなれが十分でないということがございましたが、だんだんなれてまいりまして、板橋の移行の

過程でも能率が上がってきているということがございいますので、今後ますます効率化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○中村(慶)委員 そのコンピュータにインプットする作業、それは法務局の職員がやるのでしょうか、それともどこか外部に委託してやってもらったのでしょうか、板橋の場合。

○藤井(正)政府委員 これは外部に委託をしてやりました。今後大体そういう計画でございいます。

○中村(慶)委員 そうすると、インプットする限りにおいては職員を使わないということになると思います。そうすると、外部の委託業者が登記所に来てそういう作業をかなり長期間にわたってやるということにならざるを得ないはずですけれども、そんなことにならない意味での管理上の危険性みたいなものはないのでしょうか。

○藤井(正)政府委員 登記簿の移行につきましては、移行原簿の作成から始まりまして、移行データの入力、さらにその校正、修正、そして移行の確認と、非常に多くの段階を経ることになります。その初めのあたりの主な部分を外部に委託することになります。最終的にこの移行の結果の校合、確認、これはあくまでも登記官がみずからの責任においてやらなければなりません。これは登記所の職員がやることになるわけでございす。それまでの間における移行管理というものは、これはバックアップセンターにおける登記所の職員がその責任を持つことになります。

○中村(慶)委員 そして結局、板橋出張所において今使われているシステムといいますが、プログラムといいますが、そういうものはもう既に完成したということなんでしょうか、それともまだ手直ししたりしなければならぬ、まだ不十分なところがある、あるいはまた完成度を高めなければならぬ、こういうことなんでしょうか。

○稲葉政府委員 現在板橋で行っておりますのは、あくまで並行処理のためのシステムでございまして、この法律が成立しました時に板橋をブッ

クレスの第一号登記所として指定したいというふうに考えておりますが、そのシステムはブックレスの、全く登記簿を使わない仕組みでございす。したがって、そのプログラムは全く異なるものでございす。そういう意味で入れかえを行います。その入れかえをするためのプログラムはほぼ完成していると言っていると思っております。ことしの三月に船橋の登記情報センターにおいて一応公開実験を行いましたので、その成果はほぼ完成に近いという状況になっておりますが、なおいろいろ改善を要する点ももちろんあるわけでございまして、なるべく効率化を図るためにステップの数を減らすというようにやらないければいけないうわけでございす。そういう作業を今精力的にやっております。

○中村(慶)委員 この法律を今審議中であるわけですから、この法律が成立した、そして施行されたという段階では、もう直ちにこの板橋出張所はこの法律に基づく指定を受けられるという状態にまで来ているわけですか。

○藤井(正)政府委員 そのとおりでございまして、まず第一号にこの指定していただきたいと考えております。

○中村(慶)委員 第一号に指定することは間違いないので、ほかはどこもやっていないのですから、そうでしょうけれども、法律施行後直ちにというように状況なのか、ある程度時間を置いて指定をするというおつもりなのかということ伺っているわけでございす。

○稲葉政府委員 この法律がいつ成立させていたただけるか、ちよつとあれでございす。一、二カ月のうちにはというふうに考えております。

○中村(慶)委員 そこで順次同じようなことをほかの登記所もやりたい、こういうことでございす。そこで、今登記所の数は千百幾つですか、あつて、そのうち全部が全部指定をする、コンピュータを置くということではないみたいなお話もあ

るのですが、今後の指定全体の計画というのはどう

ういうふうに考えておられるわけですか。

○藤井(正)政府委員 現在の登記所の数は千百七十弱でございす。

今後の計画でございす。まず全国の八つのブロックでそれぞれ一つずつ移行をする。これは全国の職員に対する啓発とコンピュータに対する知識の付与という、そういう教育的意味合いも含めまして、まず各ブロック一つずつということから始めてまいります。と同時にもう一つは、民事行政審議会でも答申の中に盛り込んでおりますが、コンピュータ化のメリットの大きい繁忙登記所からやっていくというもう一つの建前がございす。

そういった方針に基づきまして順次移行のための諸条件の整備を急いでまいりたいと思ひます。期間といたしましては、かねて申し上げておりますように今世紀いっぱいぐらいはかかるというふうに考えております。

○中村(慶)委員 その八つのブロックに各一つずつの出張所をやりたい、こういうことでございす。そのそれぞれのどこでやりたいという具体的な登記所名というのはいま決まっておりますのか。

○藤井(正)政府委員 現在既に移行作業に着手いたしておりますところが東京の江戸川出張所、大阪法務局の不動産登記部門、名古屋法務局の名東出張所、仙台法務局の大河原支局、以上でございす。

残る広島、福岡、札幌、高松につきましては、六十三年度新規に移行作業を始めることになりすが、まだ決まっております。

○中村(慶)委員 そうすると、もう既に移行作業がスタートをしているところについては、結局それが完了するまで一年なり二年というところで、一年たつとそれは、この法律が成立すればこの法律の指定を受けるということになるのか、その中間に電子情報処理の並行処理の法律がありまして、それによって並行処理の指定ができるということになっているのですが、その中間では並行処理の

期間というものを置いて、そしてその上でさらに全部できたらは本年度本法案の指定をする、こういう過程になりましようか。

○藤井(正)政府委員 これは、ブックレスシステムが開発されました現在におきましては、中間の並行処理の段階を置かないで直接ブックレスのやり方へ、つまり今度の改正法で認められるやり方に移りたいというふうに思っております。

○中村(慶)委員 そうすると、この板橋の出張所が終ると、この前審議成立をさせた、正式の題名は忘れましたが、あの法律というものはもう生命を終えた、こういうことになるのですか。

○稲葉政府委員 あの法律は国の責務を決めた部分もございまして、そういう部分は当然残るわけですが、そのほかの並行処理についての規定は、不動産登記に関する限りは今後使われないことになるのではないかとこのように考えております。

ただ、商業登記がまだ今後、今システム開発中だ、とございまして、その当初の段階において、もちろん今審議していただいている法律によってダイレクトにブックレス処理ができるかもしれないが、あるいは並行処理という形をとらしていただくかもしれない。その辺は、そのシステムの開発の状況を見定めてどちらの道をとるかということとを考慮していただきたいというふうに思っております。

○中村(慶)委員 今商業登記の話が出ましたけれども、本法案でも商業登記についても不動産登記法と同じような形でやることになっておりますが、商業登記に関するそのシステムの開発については現在どうなっておりますか、その見通しはどうでございましようか。

○藤井(正)政府委員 商業・法人登記のシステムにつきましては、現在プログラムの作成を終えましてそのテストを実施中でございす。今後のスケジュールとしては、本年中に実際の登記所のデータを利用した最終の運用テストを実施してシステムを完成させたい、そのシステムが完成し

た後は適当な登記所を選んで移行作業をする、そういういたしまして来年度中にはその運用を開始したいと考えております。

○中村(農)委員 あと一点ですけれども、コンピュータというのは我々は余りよくわからないで、端末機をたたくのもよくわからない。年をとっていきなかなかなさうまいかないわけでありまして、こういうコンピュータ化を全般的に進めるといふことになる。職員の研修というのが大変じゃないかというふうに思いますけれども、その辺はどうおやりになるおつもりでしょうか。

○藤井(正)政府委員 大体三つぐらい考えております。

一つは、コンピュータを導入する登記所の職員に対する端末操作の実習でございまして、実習を中心したい。おぼ導研修でございまして、これは、これまでの経験では数時間程度の操作実習で大体操作可能になるということでございまして、ですから、これはもう特に研修といったとりたてたことをやるものではございませんで、当該登記所で実施をするということになります。

それから二つ目は、各局のコンピュータ化推進の核となりまして、かつ将来のバックアップセンターの要員となるべき職員を養成するための研修でございまして、これは基礎的研修から、より高度な研修まで、大体三つのランクぐらいのものを考えておりますが、これは毎年各局から一名ずつぐらい選びまして登記情報センターでこの研修を実施したいというふうに考えております。

それからもう一つは、バックアップセンターで移行作業の管理を行う要員、バックアップセンターの移行管理要員ですが、これに対する研修というものを考えております。これもやはり登記情報センターで実施をしたい、こういうふうに考えております。

もちろんこれまで法務局職員に対するいろいろな研修がございまして、その中にこれからはコンピュータに関する科目も導入して広く知識を

涵養していくということも今後検討しなければならぬと思っております。

○中村(農)委員 時間ですので、終わります。

○戸沢委員 次回は、来る五月十日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十七分散会

昭和六十三年五月十日印刷

昭和六十三年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C